中国帰国者の住生活に関する研究(第1報)
:自治体における支援対策・施設がもたらす影響について

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2017-10-02
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 趙, 萍, 町田, 玲子
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/9582

日本家政学会誌 Vol. 50 No. 5 509～520 (1999)

中国帰国者の住生活に関する研究（第1報）
自治体における支援対策・施設がもたらす影響について

趙　萍，町田玲子*

（奈良女子大学人間文化研究科，* 京都府立大学人間環境学部）

原稿受付平成10年4月11日；原稿受理平成11年1月25日

Dwelling Life of the Returnees from China (Part 1)
About the Influence Brought by Facilities and Supporting Policy

ZHAO Ping and Reiko MACHIDA*

Faculty of Human Culture, Nara Women's University, Nara 630-8263
** Faculty of Human Environment, Kyoto Prefectural University, Kyoto 606-8522*

This paper discusses 1) the influence on the returnees' dwelling life brought about by different housing policies and the degree of repletion of facilities by local governments, and 2) the direction of dwelling life of returnees from China.

The survey results are as follows:

There are some differences of quota for allocating dwelling in the public housing operated by local government; for those returnees residing in areas where the said quota is small or nil, neither the rate of allocation nor the level of satisfaction in the present living condition is very high. The returnees have little chance or venue of communication with other returnees, and there is no way to communicate freely with neighbors for those who are not yet capable of speaking Japanese. For improving their dwelling life, it is hoped that special quota of public housing is given to the returnees and that arrangements are made for the returnees to meet and communicate periodically.

(Received April 11, 1998; Accepted in revised form January 25, 1999)

Keywords: returnees from China 中国帰国者，facility for returnees 帰国者のための施設，supporting policy 支援対策，dwelling life 住生活，prior to enter 優先入居，public operate housing 公営住宅.

1. 緒　言

1972年の中日国交正常化以降，中国残留邦人の帰国を支援する施策が整えられつつあることを契機に，数多くの中国残留邦人（残留婦人，残留男子，残留孤児）が家族と共に祖国である日本に引き揚げてきた．本研究でいう中国帰国者とは，このような日本人をさしている．帰国者は国費帰国者と私費帰国者に分けられる．厚生省の統計によると，現在日本には5,600余世帯，計17,600余りの国費帰国者がいる（1997.3厚生省調べ）．

多くの帰国者は中国人として中国に何十年も過ごし，日本語は話せず，祖国の姿を知るすべもない歳月を経てきた．現在は祖国でありかつ経済大国となって繁栄する日本において家族と共に生活を営もうとしている．ところが帰国が現実となった時，帰国者は中日両国の経済体制により生じた経済的問題以外に，異文化理解などの精神的領域の諸問題にも直面しなくてはならない．なかでも，中日住文化・生活習慣の違いによってもたらされた問題が多く，帰国者は強いカルチャーショックに見舞われる場合も少なくない（趙と町田1998）．

帰国者である本研究の対象者はその年齢層，立場，学歴，今までの体験など実に種々多様であり，日本における生活に馴染む際の柔軟さにはかなりの差がみられる．ゆえに自活能力に限界がある帰国者には国および自治体からの支援が必要とされる．

表1．自治体のグループ化―支援対策・施設の充実度の相違から―

施設*の有無	公営住宅の優先入居**									
	帰国者全員が対象者		一部の帰国者だけが対象者					帰国者全員が対象者ではない		
施設あり	1	大阪府 岐阜県 青森県	2	東京都 愛知県 京都府 山梨県 大分県	長野県 千葉県 広島県 長崎県 徳島県	神奈川県 福岡県 鹿児島県 岩手県	埼玉県 兵庫県 山形県 岡山県	5	高知県	
施設なし	3	栃木県 茨城県 沖縄県	4	宮城県 奈良県 島根県	熊本県 佐賀県 宮崎県	群馬県 石川県 和歌山県	秋田県 滋賀県	6	新潟県 山口県 愛媛県 富山県	

*施設とは帰国者を支援する施設のことである．これらの施設においては帰国者は日本語の習得や生活習慣の会得等に関する指導を受けられる．**回答の得られた40都府県を対象とする．

今までなされた中国帰国者に関する研究は，社会学分野が多い*1．それらの研究の多くは，中国帰国者の中国における生活等を中心に書かれている（たとえば，小川 1992，1995；蘭 1994）．引揚後の現在の日本における生活に触れたものはあったが，住生活という視点からの研究はなかった（たとえば，川畑等 1986；江畑等 1996）．

本研究では，国および自治体における中国帰国者の住生活に関わる政策や施設の実態，中国と日本における住文化や生活習慣を背景にもつ帰国者の住生活の実態，などから帰国者の住生活上の問題点（たとえば，住居あるいは起居様式の点で住宅問題，生活習慣における問題等）を明らかにし，問題解決の方向性について考察しようとする点で従来の研究とは異なるものである．

本報では，帰国者の住生活に関わる政策，および施設の充実度の違いが帰国者の住生活にもたらす影響を明らかにし，その問題点と今後の課題について考察することを目的とする．

*1 既往研究の中では，帰国者の過去に触れたものの多くは，残留邦人の生じた背景，戦前・終戦時の開拓生活，終戦後の逃避行，中国における生活等を中心に書かれており，引揚後の現在の生活に触れたものはあるが，住生活の視点からではなく，また帰国者向けの政策・施設や文化的背景との関連性についての考究がなされたものはみられない．

2．研究方法と研究対象

(1)　文献調査

資料収集先およびその実施時期については，東京都「中国帰国者の会」(1995.7)，京都府庁福祉援護課(1996.5)，京都府「中国帰国者支援の会」(1996.12)などは直接訪問し，厚生省（1995.8)，中国帰国者に関する研究に携わる他分野の専門家に対しては，郵送で依頼し資料収集を行った．

(2)　質問紙調査

まず自治体における政策の実態を知るために，各自治体の中国帰国者関係部署を対象に質問紙調査を実施した．なお，本研究における自治体は都道府県レベルのものをさしている．市区町村の基礎自治体では中国帰国者層を独自に扱っている例は，現状ではほとんどないと思われるため，対象とはしていない．さらに調査によって明らかにされた各自治体における政策の相違点に基づき，横軸に公営住宅における優先入居枠の程度，縦軸に帰国者のための施設の有無を示すマトリックスをつくり，回収のあった40の都府県を当てはめて六つにグループ化した（表1参照）．これは本報告の分析の視点が支援対策（住宅政策・自立指導員の派遣制度等）・施設（帰国者を支援する施設，すなわち帰国者が生活習慣の会得や日本語の習得等に関わる指導を受けられる施設等）の充実度の違いに重点をおいているためである．なお，1～6のそれぞれに該当する自治体数の偏りが大きいため，分析上優先入居枠の条件別に六つにまとめた．優先入居枠があり，施設

表2．アンケートの配布および回収状況

ランク名	配布	転居先不明により返送	実配布数	有効回収	回収率（%）
1ランク	108	29	79	32	41
2ランク	171	31	140	46	33
3ランク	24	1	22	4	18
4ランク	87	19	68	35	51
5ランク	33	1	32	22	69
6ランク	23	3	20	18	90
平　均	446	85	361	157	43%

もあるのは1・2グループ，優先入居枠があるが，施設がないのは3・4グループ，優先入居枠がないのは5・6グループとしている．

それぞれのグループの都府県在住の帰国者に対してアンケート調査を実施した．帰国者の個人住所リストの情報は，官公庁からはプライバシー保護のため全く得られず，ボランティア団体等個人的ルートにより入手したものである．転居先不明で返送されたものが多く，157部の回収（回収率43%）を得た（表2参照）．なお兵庫在住の帰国者には震災による被災の影響が予想されたので，本稿には含まれていない．別途報告を行った（趙と町田 1998）[*2]．

(3) ヒアリング調査

厚生省中国残留孤児対策室，大阪府，京都府等の中国帰国者関係部署，民間ボランティア団体，中国帰国者のための施設を訪問ヒアリング調査を行い，電話によるヒアリング調査も実施した．

帰国者に対するヒアリング調査は，京都府では1996年7月に公営住宅在住者2世帯，1997年5月に公営住宅居住者3世帯を訪問し行った．電話による聴取を入れると，十数世帯に及んでいる．

(4) 研究対象

帰国者と称される者の多くは昭和初期，五族共和[*3]・王道楽土などの名目のもとに国策として送り出され，終戦後ただちに日本に戻ってこられなかった開拓民，満蒙開拓青少年義勇軍[*4]，勤労奉仕隊[*5]，およびその人達の間に生まれた日本人子供であった（小川 1992；蘭 1994）．本研究の対象者は1972年以後，即ち中国と日本の国交回復後に家族と共に日本に引き揚げてきた中国残留邦人（男子・婦人・孤児）および彼らの子供世代である．中国残留邦人は通称中国帰国者の一世と称され，彼らの子供世代は中国帰国者の二世と定義されている（江畑等 1996）．一世と称される帰国者は中高年層であり，二世は幅広い年齢層に分布している（表3参照）．

表3．残留邦人の定義

名　称	終戦時年齢	現時点年齢層
残留婦人	13歳以上の日本人女性	60代以上
残留男子	13歳以上の日本人男性	60代以上
残留孤児	13歳より年少の日本人子供	50～60代前半

子女：残留婦人，男子，孤児の二・三世を指している．子女は10～50代前後の幅広い年齢層となっている．

3. 結果および考察

(1) 自治体における支援対策の実態

国は国費帰国者の一世（婦人，男子，孤児）およびこの一世を扶養する二世（子女）に対して，中国から日本に帰国するまでの旅費を支給している．これらの中国帰国者は帰国後，最初の4カ月間は「中国帰国者定着促進センター」（全国に8都府県，8カ所設置）に入所し，5～12カ月目の期間中は「自立研修センタ

*2 本研究では，阪神大震災の影響を強く受けた兵庫県と，周辺都市でありながら震災の影響が少なかった京都府の中国帰国者世帯を対象にして，住生活の実態と抱えている問題点を明らかにし，兵庫における震災復興に向けての課題について考察した．

*3 満州国に居住していた漢民族，満族，モンゴル族，朝鮮族および大和民族のことをいう．

*4 昭和初期，軍事面での補強と労働力確保を図るため，満州に送られた青少年のことをいう．

*5 昭和初期，若い開拓民や義勇軍兵士の定着を促すために満州に送られた若い娘達のことをいう．

ー」(全国に19都道府県，20カ所設置）に定着した居住地から通うことができる．両センターにおいては，帰国者は日本語の習得・生活習慣の会得・就職相談・就籍相談等に関する指導を受けることになっている．両センターを出て帰国後3年未満の帰国者には，自立指導員による個別指導も併せて行われている．帰国者でかつ生活困窮者には，自治体の福祉事務所が生活保護法に基づき生活保護費を支給し，国が帰国者向けに公営住宅への優先入居という政策をとっている．

国には国の方針があり，各自治体は国の方針を基にしつつ自治体独自の政策をつくっている（趙と町田1997 *[6]，表4参照）．表4は自治体における中国帰国者支援対策（住宅政策・自立指導員の派遣制度等）の実態および帰国者専用の施設の充実度に基づいて作成したものである．以下自治体の支援政策と関連させながら，帰国者の住生活の実態を考察していきたい．

(2)　調査対象世帯概要

1)　帰国者の立場

帰国者を立場別にみると，残留孤児（以下「孤児」とする），子女，残留婦人（以下「婦人」とする）および残留男子（以下「男子」とする）に分類できる．「孤児」52% (81/157)，および「子女」38% (60/157) の占める割合はとくに高く，続いて，「婦人」8% (13/57)，「男子」2% (3/157) の順になっている．

2)　帰国後経過年数

帰国後5～10年の帰国者が最も多く (29%)，次いで10～15年 (15%)，0.5年以内 (12%) の順である (図1参照)．

3)　帰国者の家族構成

家族構成は「夫婦＋子」が47% (66/140)，「夫婦」が29% (41/140)，「本人＋子供夫婦＋孫」が12% (17/140)，単身が9% (12/140) と続き，核家族が多いのが特徴的である（ただし，不明を除く）．

核家族が占める割合が高い理由については，①帰国者は中国においてベッド就寝の習慣を身につけたが，現住宅においては親・子・孫の各世代がベッドを置くゆとりがない．三世代の同居を希望しても空間的に無理がある．②仮に空間的にゆとりがあっても，帰国者が中国において培った「ドアの開閉による個室使用の習慣」があったので，襖などにより間仕切る開放的空間は世代間のプライバシーが守られないと感じ，馴染まない，等の意見が帰国者から聞かれた．

4)　現住宅の所有形態

自治体によっては，帰国者世帯が抽選ではなく割り当てられて一般の世帯より優先的に公営住宅に入居できる制度がある．本研究の調査対象世帯では，8割強 (127/157) が公営住宅に住み，1割強 (18/157) が民間借家，1割弱 (12/157) が持家の集合住宅・独立住宅などに住んでいる．公営住宅の優先入居制度を利用できる資格がなくても，低所得層に属する帰国者の多くは公営住宅への入居を強く望んでいる．

各グループ別に公営住宅に居住する帰国者世帯の占める割合を見ると，5・6グループに属する帰国者の公営住宅入居率は他のグループに比べて低い（図2参照）．優先入居の枠がなければ，入居がいかに困難であるかがわかる．

5)　現住宅に入るまでの引っ越し回数

優先入居の制度に基づいて公営住宅に入居する場合，住宅の場所等の選択の自由がなく，他の公営住宅に転居しようと思えば，一般世帯と同様，抽選の手続きをとらねばならない．

本調査において，引っ越し回数ゼロの世帯が6割弱を占めているが（図3参照），これらは優先入居の制度によって入居しかつ定住性が高い世帯であると推測できる．なぜなら優先入居で入居した公営住宅を転出して，転居先において再び優先的に公営住宅に再入居できないからである．加えて，より良質の住宅に転居できるほどの経済的なゆとりを持っていないことも理由として考えられる．また，引っ越し回数が多いほど現住宅に対して満足に思う世帯の占める割合が高くなる（図4参照）．なお，不満内容については表5が示すように「空間が狭い」ことで不満に感じる世帯が多い．これらのことから，引っ越し回数は住宅に対する満足度にも関連することが考えられる．

6)　現住宅への入居方法

国は国費帰国者に対して，公営住宅の優先入居という政策をとっている（前掲3-(1)）．ところが優先入居の枠がなかったり，あっても対象者に限定条件を付けたりする自治体があり，その実態は一様ではない．今回の調査対象者のうち，現住宅には，6割弱 (91/155) が「割当」で入居し，2割 (32/155) が「その他（社宅などに住む場合)」，1割強 (25/155) が「抽選」，1割弱 (7/155) が「希望」で現在の住宅に入居している．

グループ別に現住宅への入居方法を見ると自治体に

*[6] 本報告では，自治体により中国帰国者向けの支援対策の実態および施設の充実度が異なることを明らかにした．

表４．自治体における支援対策の実態

都府県名	指導員数（人）	指導員の役割	優先入居枠	専用施設*	特徴的な支援対策
大阪府	55	生活全般	帰国者全員	1+3	二世も優先入居の対象
岐阜県	10	生活全般	帰国者全員	2+1	二世（国費）にも公営住宅の斡旋入居
青森県	30	生活全般	帰国者全員	1+1	H 10 年度予算に向けて検討中
東京都	41	生活全般	一世国費 二世同伴	4+13	帰国後３年以上の帰国者にも生活指導員の派遣等
長野県	89	生活全般，日本語習得	一世のみ	1+1	生活指導員を県庁に設置
神奈川県	42	生活全般等	一世国費 二世同伴	2+2	なし
埼玉県	65	生活全般，医療機関受診時の相談・通訳	一世国費 二世同伴	1+1	一次センターにおいて私費二・三世のための生活相談員を設置
愛知県	14	生活相談	一世のみ	1+7	なし
千葉県	19	就労・就籍相談，指導，住宅関係等	一世のみ	1+0	国費帰国者世帯の慰問金支給 二・三世に自立支援指導員派遣等
福岡県	7	生活全般，日本語指導	一世 二世同伴	1+1	無記入
兵庫県	19	生活全般，日本語	一世	1+2	なし
京都府	12	生活全般，日本語	一世	2+2	必要に応じてセンターへの再入所可能
広島県	17	就労・就籍相談，指導	一世	1+1	なし
山形県	25	生活全般 住宅関係	一世・二世同伴	1+6	県内５カ所日本語教室設置（県の事業として運営）
鹿児島県	52	生活全般 住宅関係	一世 国費同伴	1+5	県内５カ所日本語教室を増設
山梨県	8	生活全般 住宅関係	一世国費のみ	1+1	無記入
長崎県	16	生活全般，住宅関係，役所病院の仲介等	一世 二世同伴	1+1	中国引揚者一次生活訓練施設，生活実地訓練
岩手県	7	生活全般 住宅関係	一世国費のみ	1+7	県内６カ所日本語教室の増設，住宅費を助成
岡山県	11	生活全般	一世国費のみ	1+1	二世に対する自立指導員の派遣
大分県	11	生活全般，行政との連絡，医療機関へのつきそい等	一世国費のみ	0+2	なし
徳島県	3	就労・就籍相談，指導等	一世 二世同伴	1+1	帰国者交流懇親会の開催等
栃木県	10	生活全般，住宅関係	一世国費 二世同伴	なし	なし

表4.（続き）

都府県名	指導員数（人）	指導員の役割	優先入居枠	専用施設*	特徴的な支援対策
茨城県	4	生活全般，日本語指導	帰国者全員	不明	生活相談員が相談に応じている（帰国後10年まで）
沖縄県	0	非該当	帰国者全員	なし	なし
宮城県	9	生活全般，日本語指導	一世 二世同伴	なし	二世にも生活相談員の適応を，世帯毎に相談員を1名派遣
熊本県	16	生活全般	一世国費 二世同伴	なし	私費帰国者の援護を民間団体に委託，孤児対策協議会を設置
群馬県	8	生活全般	一世国費のみ	なし	なし
宮崎県	6	生活全般，日本語指導就学	一世のみ	なし	二世にも生活相談員の適応を，世帯毎に1名指導員を派遣
秋田県	5	生活全般，日本語指導，公的機関との仲介等	一・二世援護対象者	なし	なし
奈良県	6	定着自立に必要な助言指導等	一・二世の国費	なし	なし
佐賀県	7	公的機関つきそい，医療関係通訳，日本語指導等	一世のみ	なし	なし
石川県	12	就労・就籍相談，指導	一世のみ	0+1	なし
滋賀県	8	生活全般，住宅関係等	一世のみ	0+2	県独自の指導員の派遣（4年後も）
和歌山県	4	就労・就籍相談，指導，日本語指導	一・二世国費	なし	なし
島根県	6	就労・就籍相談，指導，就学	一世 二世同伴	なし	二世にも指導員の適応を
高知県	23	生活全般，就学	全員なし	1+4	二・三世にも指導員の適応を 日本語研修会・日本語教材の配布
愛媛県	2	就労・就籍相談，指導 生活保護	全員なし	0+1	なし
新潟県	6	就労・就籍相談，指導 通院，日本語指導等	全員なし	なし	なし
富山県	3	就労・就籍相談，指導 生活保護，住宅関係等	全員なし	なし	なし
山口県	6	就労・就籍相談，指導 日本語指導等	全員なし	なし	なし

*自治体および民間団体が運営している帰国者のための施設＋日本語教室の施設数.

おける帰国者向け政策の違いと符合する．つまり1・2グループにおいては「割当」の占める割合が最も高く，3・4，5・6グループでは「その他」の割合が高くなっている（図5参照）．優先入居資格がない帰国者や抽選しても当たらない帰国者は民間借家に住まいを求めるしかない．その場合，低所得者層ゆえに狭小かつ低質の住宅にならざるを得ない．このような現状は後述するように帰国者の現住宅に対する不満意識に

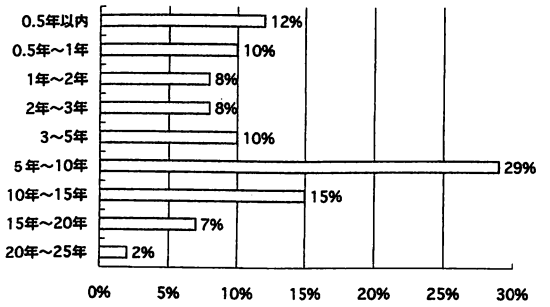

図1．帰国者の帰国後経過年数
N=154（不明を除く）．

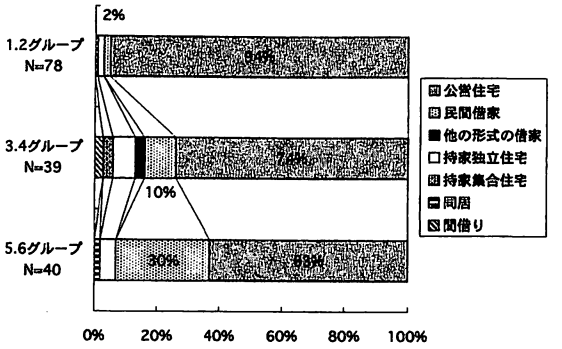

図2．現住宅の所有形態（グループ別）

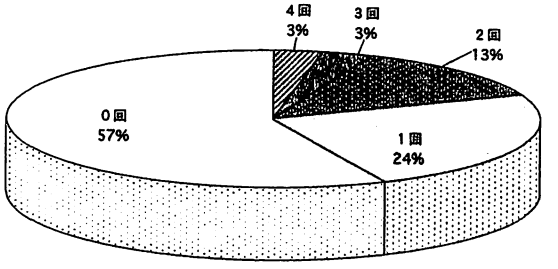

図3．現住宅に入居するまでの引っ越し回数
N=157.

つながるものと思われる．

7）1世帯あたりの働く人数

帰国者世帯では1世帯あたりの働く人数が少ない．これは「婦人」「男子」が高齢者であるから働けないこと，日本語が不自由等の理由で業者に雇ってもらえず，やむを得ず生活保護の受給世帯となったことが影響していると思われる．今回の調査でも，1世帯あたりの働く人数については，0人は36％（57/157）で最も高く，2人（23％，36/157），1人（15％，23/157）が続いている．1世帯あたりの働く人数が0人である57世帯について，帰国者の立場別に見ると，「孤児」が35世帯（61％），「子女」が14世帯（25％），「婦人」が7世帯（12％），「男子」が1世帯（2％）となっている．「孤児」と「子女」の割合が高いのは，高齢ゆえ求人が少ない「孤児」，および帰国後の年数が浅く定職がない「子女」が多いためである．なお全体的に見ると，中高年世帯ほど0人の割合が高いことがわかった．

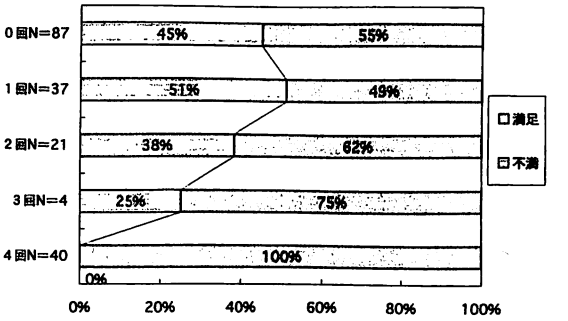

図4．現住宅に対する満足度（引っ越し回数別）

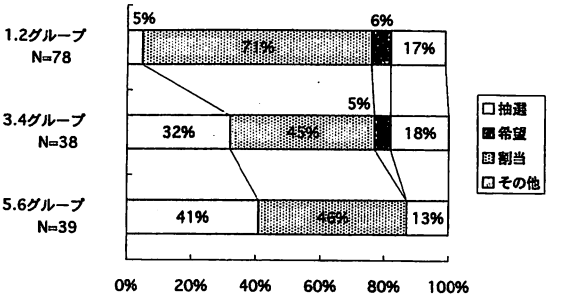

図5．現住宅への入居方法（グループ別）

ただし，「抽選」および「割当」は公営住宅に関わる入居方法である．「希望」は希望に合わせて，個人的に選んで入居した場合，「その他」は，仕方なく（やむを得ず）選んで入居した場合．

(3) 住宅に対する満足度（住宅全体の広さ・空間機能等の住み心地に対する満足度）

現住宅に対する満足層は不満を除くと56％（86/153），不満層は26％（40/153）である．「何とも言えない」が18％（27/153）を占めるが，後述するように「優先的に入居させてもらっている」という意識もあって，遠慮がちな「不満層」と考えることができる．その場合4割強の帰国者は現住宅に対して不満と思っていることになる．

「婦人」「男子」「孤児」の各世帯では，6～7割が満

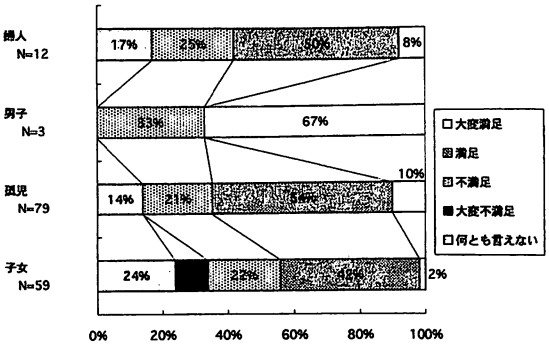

図6．現住宅に対する満足度（帰国者の立場別）

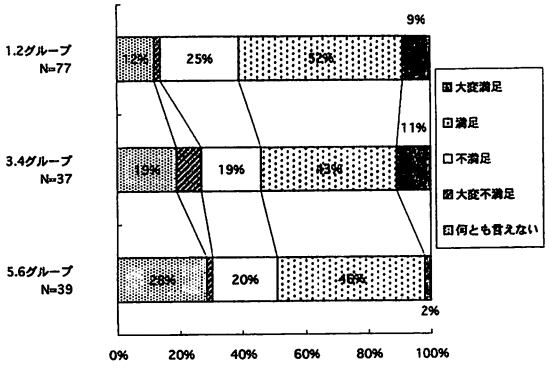

図7．現住宅に対する満足度（グループ別）

足層であるが，「子女」世帯の満足層は4割程度にすぎない（図6参照）．

なおグループ別に現住宅に対する満足度を見ると，1・2グループより3・4，5・6グループにかけて，満足層の占める割合が低下し，5・6グループでは，半数以下になっている（図7参照）．

子女世帯において，現住宅に対する満足層の割合が低く，5・6グループにかけて，満足層の占める割合が低下するのは，子女世帯が公営住宅の優先入居枠から外され，やむをえず民間の狭小，低質住宅に居住している現状に由来しているものと思われる．

さらに現在の住宅に対して満足していないその内容を見ると，「空間が狭い（67%，38/57）」ゆえに「ベッドがない（ベッドが置けない）」ことで不便と感じる帰国者世帯は42%（24/57）を示している．隣室との境界壁が遮音性にかけるため，「大きい声で話せない」ことに40%（23/57）の帰国者が悩み，室内設備が貧弱であるため，19%（11/57）の帰国者から「換気扇が不十分」との声が聞かれた（表5参照）．これらのことから現住宅の狭さ，遮音性・設備の不十分等

表5．調査対象者全員が住生活上不満に感じた内容および現住宅に不満を感じる帰国者の不満の内容

帰国者が不満に感じた内容	調査対象者全員		現住宅に対して満足していない帰国者	
	割合（%）	実数（N=107）	割合（%）	実数（N=57）
天井が低い	12	13	14	8
空間が狭い	48	51	67	38
換気扇が不十分	18	19	19	11
ベッドがない	36	39	42	24
大きい声で話せない	41	44	40	23
シャワーがない	27	29	39	22
畳に座ること，畳から立つこと	14	15	11	6
障子や襖	14	15	9	5
洋式の便所	7	6	5	3
和式の便所	8	9	12	7
布団の収納	13	14	14	8
階段を上ること	13	14	18	10
その他	2	2	2	1

のことも住宅に対する不満の背景になっていることがうかがえる．

(4)　住生活を高めるために必要な条件について

帰国者世帯の住生活水準を高めるためには何が必要であるかについて，選択肢の中から複数回答してもらった．図8が示すように，「帰国者自身の努力*7」（66%，99/150）がとくに高く，「政府側の全社会に対する帰国者を理解しようという呼び掛け*8」（50%，75/150）が続いている．

帰国後の日本在住年数別に帰国者の住生活向上に対する意識を見ると，「日本語能力養成システムの充実」は帰国後年数の増加に伴いその必要性が減り，「帰国者自身の努力」「政府側の…帰国者を理解しようという呼び掛け」は，むしろ増加の傾向を示している（図9参照）．これは，言葉についてはある程度の年数が

*7 日本における住生活に慣れるために，言葉のハンディを克服し，積極的に親戚や近隣と接したり，日本の住文化を理解しようとする姿勢を示したりする努力．

*8 政府の呼びかけのお蔭で，帰国者周辺の自治会の人々や帰国者と関わりのある人々が帰国者に対して理解のある姿勢で住領域においてアドバイスや指導をすることができれば，帰国者はより早く日本の生活に馴染む．

経てば，徐々にわかるようになるが，日本社会における中国帰国者に対する見方や考え方については在住年数が経つうちに問題を感じるようになるためと思われる．以上から，施設の不備にもかかわらず在住年数とともに解決できる部分（たとえば，会話）もある反面，

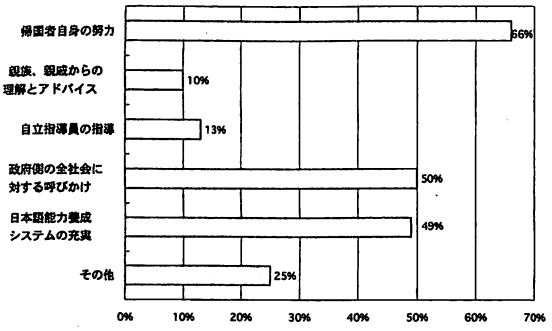

図8．現在の住生活水準を高めるために必要な条件 $N=150$（不明を除く）．

在住年数では解決し得ない部分（たとえば，帰国者以外の日本人からの理解）も根強くあることがわかる．

また「帰国者自身の努力」に対する帰国者の意識は，「3年以内」に比べ，「10～25年」が高くなっているのは次の理由が考えられる．国および自治体においては「自立」を進める方針もあり，「中国帰国者自立研修センター」ですら，3年前までは，現在の4分の3の施設しかなかった．ゆえに，施設が整備される以前に帰国した帰国者は，帰国後の生活経験を重ねるにつれて，身をもって自分自身の力に頼るしかないと実感したからであろう．

図10に示すように，施設の比較的充実している1・2グループより，施設の比較的充実していない，あるいは施設のない3・4，5・6グループに所属する帰国者の「日本語能力システムの充実」の必要性に対する意識が高いことがわかる．ところが日本語能力養成のための施設は現時点では十分充実しているとは言えず，

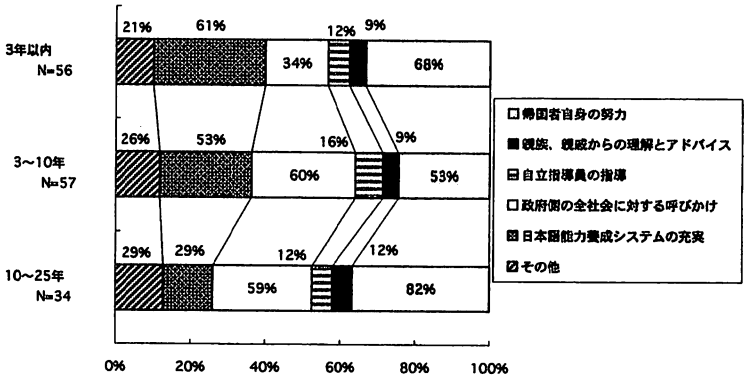

図9．現在の住生活水準を高めるために必要な条件（帰国後年数別）

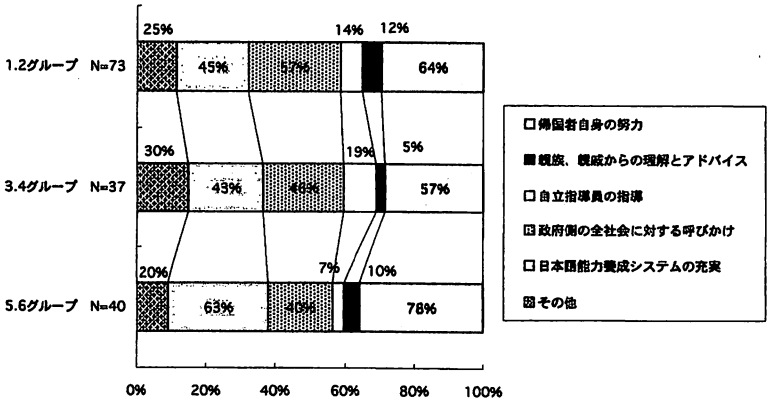

図10．現在の住生活水準を高めるために必要な条件（グループ別）

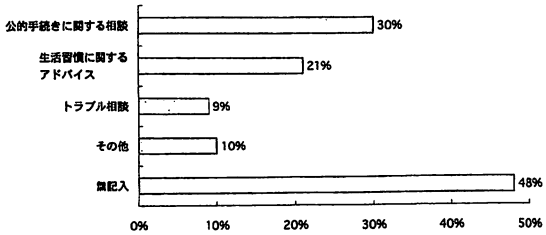

図 11. 自立指導員の指導内容に対する帰国者の意識
—必要性について—

N=157. 無記入とは指導の必要性を感じていない世帯，その他とは就労・就学等の内容をさす.

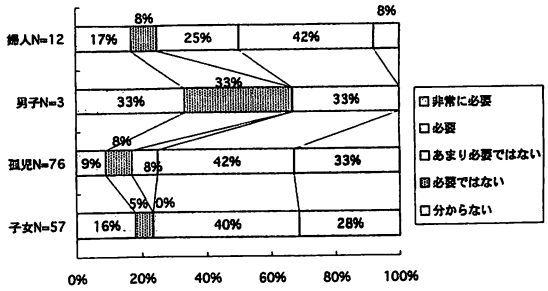

図 12. 帰国者のための集いの場に対する意識（帰国者の立場別）

言葉のギャップが帰国者の就職にも，近隣付き合いにも，親戚付き合いにも，町内会などの集会への参加にもマイナス影響を与えていることがヒアリング調査から得られた．言葉が通じないことは，また，帰国者の日本での生活における良さを知る機会を減らしているといえよう．

(5)　自立指導員の指導内容に対する帰国者の意識について

自立指導員は，国もしくは自治体の関係部署が任命することになっている．帰国者のための施設である「定着促進センター」にも「自立研修センター」にも自立指導員は配置され，両センターを修了し帰国後3年未満の帰国者の自宅にも派遣されている．自立指導員の仕事は帰国者に対して，日本での生活に馴染むように生活習慣（近隣との接し方・住まい方の指導・住生活上のトラブル相談等），言葉の習得，地域や住宅に関する情報提供，就職等の面において指導を施したり，相談に応じることなどである．

自立指導員の指導内容に対する帰国者の必要性の意識については，図 11 に示すとおり，無記入（48%，75/157）がとくに高率である．これは自治体は帰国後3年までの帰国者，あるいは国費帰国者だけを自立指導員の派遣対象としているため，国の援護対象者とされていない帰国者にとっては，回答が出来ず，「無記入」となったものである．3年以上の帰国者の自立指導員に対する必要意識は図 9 に示すように，3年未満の帰国者と同程度であり，帰国後年数に関わらず，自立指導員が必要とされていることがわかる．このような現状ゆえに，少数ではあるが，一部分の自治体（東京都，茨城県，滋賀県等）において現行の政策が見直され，私費帰国者，二世，および帰国後3年超過の帰国者世帯にも指導員を通わせる方針をとっている．

一方，ヒアリング調査により自立指導員には高齢者が多いことが明らかになった．帰国者に対する理解もあり帰国者の支援事業に熱心ではあるが，高齢ゆえに，体力には限界がある．したがって，自立指導員の体力に適した仕事内容で，かつ指導員にとって負担にならないような，つまり指導員の適切な人的配置をすべきであると思われる．

(6)　交流のための集いの場について

交流のための集いの場については，「必要」が 70%（103/148），「必要ではない」が 17%（26/148），「わからない」が 12%（19/148）との回答が得られた（ただし，不明を除く）．「必要」の理由として「相互理解と友誼が深められる」49%（72/146），「インフォメーションの交換ができる」43%（62/146），「ストレスが解消できる」32%（46/146）などがあげられる（ただし，不明を除く）．

一方，図 12 に示す通り，「婦人」や「男子」より「孤児」や「子女」の必要（「非常に必要」＋「必要」）と思う割合が高く，かつ帰国後 10 年までの帰国者層において集いの場を求めている割合が 7 割強で（83/112），比較的高い．高齢層より中若年層が，周りとの交流を求め帰国者間の交流を通じて互いの理解や情報交換などを図ろうとしていることがわかる．また，高齢であるほど閉鎖的な立場にいるという実態が推測できる．ヒアリング調査において，自分の利益を守るために，また人に迷惑をかけられないために，自ら周りとの交流を絶ってしまう帰国者の例もみられた．

(7)　帰国者自立研修センターへの通所について（ただしセンターのある府県の在住者の場合）

帰国者自立研修センターは二次センターともいわれる．全国の 19 の地域に計 20 カ所設置されている．一般的には帰国後 5 カ月目から 12 カ月未満の国費帰国者が利用対象者とされる．利用者には交通費の補助もあり，語学の習得・生活習慣の会得等に関する指導を

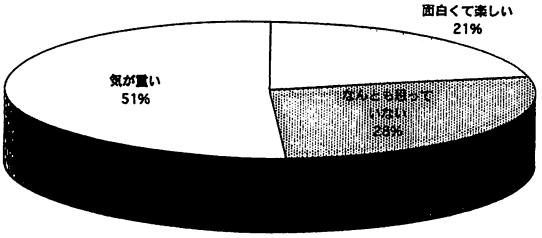

図 13. 自立研修センターへの通所について
N=61（不明を除く）．センターのある自治体の居住者の場合．

受けることができる．

帰国者の通所の状況については，センターのある府県に在住する帰国者88世帯中（不明の12世帯を除く），帰国後1年未満（つまりセンターが利用できる対象者）は10世帯であるが，利用者はわずか4世帯である．言葉・生活習慣等の習得のためにセンターへの通所が必要とされるのに通所しない帰国者が多いのは，センターのあり方に原因があるのではないかと思われる．過去の経験も含めて「センターに行くこと」について在住の全世帯にたずねると，「気が重い」と答えた帰国者は51%（31/61）おり（図13参照），その理由としては「遠すぎる」「体が疲れる」などをあげている．日本語が不自由であることは帰国者の住生活向上のネックとなっているにもかかわらず，語学を習得するなどの目的で設置された施設を利用することに抵抗を感じている帰国者が少なからずいる．また，年齢によっては，センターで得た日本語に関する知識をすぐ忘れてしまう場合がある．ただし，ヒアリング調査では「再度センターに入所し勉強したい」という声も聞かれた．

一方，センターにおいて行われる研修内容のあり方についても工夫が必要である．たとえば，大阪の中国帰国者定着促進センター*9（一次センターともいう）において帰国者を対象に，緊急時（たとえば，火事・事故等身に危険が迫った時）の対応の仕方についての指導が行われたという．定着促進センターだけにとどまらず，自立研修センターにおいても，同様の指導や訓練を導入すべきであると思われる．緊急時の対応の仕方はともかく，緊急時に必要な最小限の言葉の使い方も教育されるべきであると考えられる．

*9 1998.1.10付読売新聞による．

(8) 自立研修センターに対する帰国者の意識（センターのない府県の在住者の場合）

自立研修センターのない自治体の帰国者57世帯に対し，センターに対する意識を尋ねたところ，「あった方がよい」は67%（37/55）であり，「わからない」と「なくてもよい」は18%（10/55），15%（8/55）となっている．「あった方がよい」の理由として主に「日本語の勉強などで通えるから」「いろいろと相談できるから」「沢山の帰国者と知り合えるから」などがあげられている．自立研修センターのない府県に在住する帰国者の約2/3にセンター設置の希望がみられる点は注目できる．

(9) 日本語教室について

センターは設けられていないが，日本語教室は設置されている自治体の帰国者に日本語教室について尋ねたところ，5割強（26/48）の帰国者は「楽しい」と答え，4割強（22/48）の帰国者は「気が重い」と答えている．「気が重い」と思う理由として，約7割が「遠すぎる」，約3割が「上達しない」をあげている．これらは自立研修センターに対して「気が重い」と思っている理由と同様である（前掲3-(7)）．「遠すぎる」点については帰国者の年齢や身体的状況から，日本語教室の増設などが考えられる．またセンターや日本語教室への通所が不便なところに住む中高年層の帰国者の自宅に，日本語と中国語の両方できる人材を斡旋して派遣し，日本語の指導や生活習慣の相談に応じるボランティア活動を進める方法も考えられる．

4. 要　約

本報は，帰国者の住生活上の制度や施設に関する問題，および今後の課題について明らかにすることを目的としている．問題点については，下記の2種類に分類することができる．

(1) 自治体における，帰国者の住生活に関わる政策に関する問題は下記のとおりである．

① 国は帰国者向けに「公営住宅への優先入居」の制度を設けているが，自治体により実施の内容が異なる．ゆえに公営住宅への優先入居枠の狭い自治体や優先入居の枠のない自治体において，帰国者の現住宅に対する満足度が比較的低い．

② 現行の帰国者支援対策（自立指導員の派遣等）は帰国後3年を期限としているが，帰国後3年以上の帰国者も自立指導員の指導を求めており，3年という期限は帰国者の要求には必ずしも合っていない．

③　帰国者は交通費を支給され，8カ月ほど自立研修センターにおいて日本語を勉強することができるが，その期間中に日本語を身に付けられない帰国者も多い．ゆえにセンターにおける習得期間のあり方が問題であると思われる．

④　公営住宅間の住戸間，あるいは地域・自治体間の住み替え（たとえば，最上階から1階住戸への転居等）が困難である．とくに，優先入居の制度により住戸を当てがわれた帰国者層において，住み替えが出来ず困っている高齢者が少なくない．

(2)　施設の充実度に関わる問題は下記のとおりである．

①　帰国者の抱えている諸問題の中では，言葉のギャップが最も大きいといえる．ところが中国帰国者にとって，日本語の習得のための施設や日本語教室は，設置数や習得期間の点で充実しているとはいえない．

②　相互理解やインフォメーションの交流を図るために，7割の帰国者は交流の場を求めている．とくに帰国後年数が短く，「孤児」や「子女」世帯に必要意識が高い．現時点ではその機会も場も十分ではない．

以上述べた諸問題の解決のためには，次のような課題が考えられる．

①　帰国者本人の自立しようとする努力を国や自治体，民間ボランティア団体，一般の日本人がいかに支援するか．

②　中国帰国者の具体的な事情を配慮した上での住宅供給政策．たとえば，公営住宅への優先入居対象者の枠の拡大．

③　帰国者を閉鎖的な立場から脱出させ，帰国者間の交流を促すために集いの場をいかに提供するか，また民間ボランティア団体が主催する帰国者のための友好交流活動への支援方法について．

④　二次センターにおける帰国者の日本語習得の期間の延長，およびこのような施設のない自治体における施設の設置等．また，高齢者や身体的事情のためセンターや日本語教室に通えない帰国者へのボランティア派遣制度の検討．

⑤　引き揚げ後3年以上の帰国者世帯にも派遣が行えるような自立指導員制度のありかた，および指導員に負担をかけない適切な指導員の配置についての検討．

本報の一部については日本家政学会関西支部において口頭発表を行った（1997.10）．引き続き第2報では，中国と日本における住文化や生活習慣の違いが帰国者の住生活に及ぼす影響について報告したい．本研究を進めるに当たりまして，ご協力くださいました方々に，深く感謝を申し上げます．

引　用　文　献

蘭　信三（1994）『「満州移民」の歴史社会学』，行路社，京都

江畑敬介，曽　文星，箕口雅博（1996）『「移住と適応」中国帰国者の適応過程と援助体制に関する研究』，日本評論社，東京

川畑美樹，斎藤千恵，鈴木智之，鄭　暁惠，王　曼雰，井口博充，儘田　徹（1986）中国帰国者における「家族」，第59回日本社会学会発表レジュメ，30-31

小川津根子（1992）中国残留婦人の半世紀―定義すらない棄民，世界，9月号，281-291

小川津根子（1995）『祖国よ「中国残留婦人」の半世紀』，岩波新書，岩波書店，東京

趙　　萍，町田玲子（1997）中国帰国者の住生活に関する研究～国及び自治体における政策，日本家政学会関西支部

趙　　萍，町田玲子（1998）中国帰国者の住生活に関する研究―阪神・淡路大震災の被災地の居住者の場合：京都在住者と比較して―，家政誌，**49**，811-820